

議案第 1 1 号

専決処分の承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

専 決 処 分 書

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

旭市国民健康保険税条例（平成１７年旭市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の旭市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。